第二節　沖合底びき網漁業

（削る。）

第二十七条　沖合底びき網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

一　日本国内の港（第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。）内において転載する場合

二　当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合（第二十四条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。）

三・四　（略）

第三節　以西底びき網漁業

（削る。）

第二十八条　前条（第二号括弧書を除く。）の規定は、以西底びき網漁業について準用する。

第四節　遠洋底びき網漁業

（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）

第二十九条　（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十条　遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあっては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条、第三十二条（第三十三条において準用する場合を含む。）及び第百六条において同じ。）を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第五節　東シナ海はえ縄漁業

第三十一条　東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

第六節　大西洋等はえ縄等漁業

第三十二条　大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第七節　太平洋底刺し網等漁業

第三十三条　前条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節　大中型まき網漁業

（国際信号書の備付け義務）

第三十四条　大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けなければならない。

第二節　沖合底びき網漁業

（漁獲物等の転載制限）

第二十九条　沖合底びき網漁業の許可を受けた者は、次に掲げる場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。

一　日本国内の港（第十八条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合には、当該指定され又は選定した陸揚港に限る。）内において転載する場合

二　当該漁業の許可を受けた他の船舶に転載する場合。ただし、第十八条第一項の規定により陸揚港が指定され、又は陸揚港の選定が定められている場合を除く。

三・四　（略）

第三節　以西底びき網漁業

（漁獲物等の転載制限）

第三十条　前条（第二号ただし書を除く。）の規定は、以西底びき網漁業に準用する。

第四節　遠洋底びき網漁業

（信号符字を表示しない船舶の使用禁止）

第三十条の二　（略）

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

第三十一条　遠底船舶の船長は、外国の領海又は排他的経済水域を当該遠底船舶により航行する場合には、遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第五節　大中型まき網漁業

（国際信号書の備付け義務）

第三十一条の二　大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的経済水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶、第三十二条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第三十三条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けておかなければならない。